

14. 法人税と減価償却

法人税はチェコ法人の全世界所得および外国法人のチェコ源泉所得に対して課税される。登記上の事務所もしくは事実上の経営者がチェコ国内に存在するかどうかでチェコの税法上の居住性が規定される。**課税標準**は、会計法およびチェコの会計基準に則して作成された財務諸表の損益を基に計算され、控除できない支出、非課税収入および非会計調整項目をさらに調整して算出される。決算期を暦年制から財務年度制に変更する（あるいはその逆についても）ことが税務当局に申告すれば可能となった。なお、変更に当たり12ヶ月より短いまたは長い移行期間を設けることが必要とされる。

暦年制決算の場合、**標準税率は2010年以降19%である**。財務年度制を採用する場合、会計年度の初日の税率が適用される。すなわち、2009年～2010年の期間は20%、2010年～2011年以降は19%の税率が適用される。特定の納税者は5%の法人税が適用される（年金基金、投資ファンド）。

課税標準の算出方法

+/-	課税前損益（チェコ会計基準に則り算出された財務諸表上の）
+	控除出来ない支出
+/-	会計上と税務上の差額
-	次会計年度に記帳されるが法人税課税対象上は当会計年度上に関わる税控除支出として見なされる非会計調整項目
-	非課税対象収入もしくは法人税非対象収入
+	次会計年度に記帳されるが法人税課税対象上は当会計年度上に関わる課税対象収入として見なされる非会計調整項目
調整後の課税標準	
-	投資控除（2005年税務申告年度から10%の投資控除は廃止されたものの、使われていない投資控除は有効）
-	前年度からの累積欠損金（過去5年間の欠損金が活用できる）
-	寄付金（課税標準の5%以下）
-	研究開発プロジェクトに関連する特定費用の100%までのR&D控除
寄付金、投資控除、欠損金を調整した課税標準	
x	税率/100
	減（免）税前の税額
-	減（免）税額（認められた投資優遇措置に基づくなど）
最終税額	

税務上控除できる費用

税務上控除可能な費用（損金算入可能費用）は、他の諸国と近似している。一般に、課税対象所得を創出、実現、維持するために発生した費用（減価償却費、購入した原材料・サービス、賃金・給与、雇用者負担社会保険など）は控除できる。

以上の条件が具備されているかにもかかわらず、控除可能とされている費用の特定種類が法律により定められている。一方、幾つかの費用項目については税控除を限定しているチェコの所得税法により更に条件が規定されている。例えば、ある費用項目は当該年度中に支払われる場合のみ控除できる（違約金等）。また、ある費用は、関連する収入高（有限会社の持分売却など）まで控除可能となっている。

当該年度中に控除できるあらゆる費用は、当年度との関連性及び財貨・サービスに関する情報を会計帳票に裏付けられる必要がある。

EU 指令

チェコの所得税法には4つのEU指令が取り入れてある。多くは、チェコ共和国のEU加盟日（2004年5月1日）から発効した。同指令には、親子会社指令、合併指令、利子・ロイヤリティー指令、及び貯蓄課税指令がある。（利子・ロイヤリティー指令は、2011年からロイヤリティー及び利子支払いに適用される。）

源泉税

配当金や株式配当などの特定の形態の所得は源泉税の対象となる。源泉税率は所得形態によって異なり、5%から15%の範囲で適用される。源泉税の納税者は源泉税の対象となる所得を支払う個人/法人である。下表は所得形態別の源泉税率を示す。

15%	チェコでPEを有しない非居住者に支払われたライセンス料、ロイヤリティー、レンタル・リース料、著作権料等、
15%	チェコでPEを有しない非居住者に支払われた配当金*、株式配当、その他関連分配金
15%	チェコの源よりチェコの居住者・非居住者に支払われた配当金、利益分配金、その他関連分配金、宝くじ賞金、公式競技賞金、各種預金利子その他。
5%	チェコでPEを有しない非居住者に支払われたファイナンスリース料

*EU、スイス、ノールウェー、アイスランド内で支払われる配当金については一定の条件の下で免除される。

適用可能なEU指令の要件が具備された場合、チェコ現地法により源泉税率が下げられる。配当金（さらに持分処分によるキャピタルゲイン）の税免除は、条件が満たされた場合自動的に適用される（税免除は、親会社が少なくとも12ヶ月最低10%のシェアのある有限会社と株式会社に限定）。一方、利子及びロイヤリティー税免除は、チェコ税務署の判断により適用される。

また、源泉税率は、チェコ共和国が課税対象法人の所属国と締結した二重課税防止条約の下でも引き下げられる。2010年1月1日までは、チェコは二重課税防止条約を75カ国と締結した。二重課税防止条約の下での税免除は、通知や税務署の認可を必要とせず自動的に適用される。

課税控除

研究開発費控除

税務申告年度に発生した以下の研究開発プロジェクト関連の費用は、課税標準から特別課税控除として100%控除することが出来る。（すなわち、税務上はこれらの費用が一回は通常の控除可能な費用として、一回は特別課税控除額として合わせて二回控除される。）

以下の費用は課税控除に含めることができる：

- 直接費用（R&D技術者の人件費、使用材料費等）
- R&D活動に関わった固定資産減価償却費
- R&D活動に直課された諸経費（通信費、電気・水・ガス代等）

適格の費用は、課税所得の創出、実現、維持に関連すること、また納税者の他の費用とは切り離して個別記帳されなければならない。この課税控除は、第三者から取得したR&Dの無形成果及び購入したサービスの費用には適用されない（たとえばライセンス）。ただし、R&Dプロジェクトの成果を認証するために使った費用を除く。公的資金からの費用もこの課税控除に適格として見なされない。

適格の費用は、実験・研究、設計・建設作業、計算作業、技術提案、機能サンプル・製品あるいは部品試作品としてR&Dプロジェクト実行中に発生したものでなければならないし、R&Dプロジェクトの成果を認証するためにかかった費用も控除できる。

この控除（例えば現行年度の税欠損金によるもの）は、3年間繰り越すことが出来る。

納税者は、個別R&D費が控除対象と見なされるか否か不明な場合は研究開発費関連規則について所轄税務署に問い合わせることが出来る。

過年度繰越欠損金

欠損金の繰越しは5年まで認められ、これを採用するか否か、納税者は選択することができる。ただし、法人税免除として投資インセンティブを受けた企業には適用されないものとする。

当該企業は税控除を申請するにあたり過年度欠損金全額を利益金と相殺し使用しきる必要がある。(2004年1月1日前に発生した繰越欠損金は7年間繰越してできる。)

企業の株主構成上25%以上の変更がある場合もしくは企業が合併あるいはその他の組織変更を行った場合は過年度繰越欠損金の取り扱いに関し、更に規定が設けられている。その場合、「同種ビジネス」テストが適用され、所有権の変更や合併前の損失を発生させた活動と、所有権の変更・合併後の利益(当該利益のうち損失額を引いたもの)を発生させた活動、との比較を行う。納税者は、損失が利用できるか否か不明な場合、所轄税務署に問い合わせることが出来る。

寄付金

所得税法の定めた理由(社会福祉、医療、教育等)で行なった寄付金は、課税標準から控除することができる。控除できる寄付金の最低額は2,000CZK。控除最高額は、控除可能な引当金、R&D引当金・税金資産調整後の課税標準の5%である。本件に関しても法人税免除としての投資インセンティブを受けた企業は寄付金を課税標準から減じてから税額免除を申請することとなる。大学や公共研究機関への寄付金は課税標準からさらに5%まで減額出来る。

投資インセンティブの法人税免除

投資インセンティブを受けた企業は、チェコ政府助成金の最高額まで免税申請が出来る。(同助成金には「投資インセンティブ助成金に関する政令」で特定された該当コストに対する免税を含む。)

チェコ共和国の投資優遇措置スキームの下では、投資家は一部(チェコ国内で既存のビジネスを拡大する投資家)もしくは全額(チェコ国内でビジネスを開始する投資家)投資の税額免除を受けることが出来る。共に5年間享受することが可能である。

全額免除の場合、その額は対象税務申告年度の課税額と同額である。(税額免除額は利子所得を含まず。)一部免除(拡張プロジェクト対象)の目的は税額を課税標準と相殺することにある。対象期間の一部免除額は税額控除が受けられる(特定項目と利子所得を調整後)期間に於ける課税額と課税標準(インフレ指数調整後)の差額と等しくなる。条件が満たされた上で初回税額免除申請を行う場合の課税標準は直近2期のうちいずれか高い額になる。ベースタックス債務は、税免除額を計算した課税年度の税率を用いて算出される。

固定資産の減価償却

減価償却は有形固定資産と無形固定資産では異なる。チェコの所得税法は有形・無形固定資産の定義を定めている。

有形固定資産

有形資産とは、取得原価が4万CZKを超え、その使用上、技術上の耐用年数が1年を超える資産(動産)を言う。建物・構造物は1CZKからである。土地は、税務上、減価償却の対象ではない。有形資産とその償却期間は、下表のとおり6つのグループに区分される。

有形資産の区分と対象	最短償却期間 (年)
1. コンピューター、事務用機器、計測・制御機器等	3
2. 乗用車バス、機械・設備、ローリー、トラクター	5
3. 金属構造物、モーター、金属製品、金属産業用設備・機械、船舶、エレベーター、クレーン、電気モーター、空調設備等	10
4. 電源・ガス・石油パイプライン、給水本管、支柱、煙突	20
5. 建屋(工場)、橋梁、道路、トンネル、水道施設、空中ケーブル	30
6. 建屋(ホテル、管理事務所、ビジネス・ショッピングセンター)	50

有形資産に関しては、企業は定額法、または加速償却法のいずれかを選択できる。ただし、一旦採用された減価償却法は、当該資産の耐用年数が経過するまで変更できない。有形資産が年度の途中で売却/清算された場合、その年間償却費の半分は、売却された年に控除申請できる（処分された資産の税残存価額と共に）。資産の部分的清算の場合、特別な規定が適用される。

下表は定額法と加速償却法の比較である。2009年には、経済危機対策として2009年1月1日から2010年6月30日の期間に取得された有形固定資産を対象に新しい減価償却法が導入された。この減価償却法は、第1・第2カテゴリーに区分される新しい有形資産に適用される。従って、第1カテゴリーの有形資産は、12ヶ月間償却でき、第2カテゴリーの資産は、24ヶ月間償却できる。

減価償却資産の区分	定額法			加速償却法		
	年間償却率 (%)			加速償却に用いる係数		
	初年度	次年度以降	資本的支出	初年度	次年度以降	資本的支出
1	20	40	33.3	3	4	3
2	11	22.25	20	5	6	5
3	5.5	10.5	10	10	11	10
4	2.15	5.15	5.0	20	21	20
5	1.4	3.4	3.4	30	31	30
6	1.02	2.02	2	50	51	50

無形固定資産

減価償却の観点から、無形資産は以下の3つのグループに分類される。

- 2001年1月1日前に取得された無形資産。（税務上の減価償却は会計上の減価償却と異なる。）
- 2001年1月1日から2003年12月31日までに取得された無形資産。
- 2004年1月1日以降取得した無形資産。（これも同様に税務上の減価償却は会計上の減価償却とは異なる。）売買契約上、無形資産が使用される期間を明記している場合、税務上の年間減価償却額は取得原価を契約上の期間で等分する。他の場合は、定額法が次の期間適用される。
 - －AV 関連は18ヶ月
 - －ソフトウェア、研究開発の成果は36ヶ月
 - －会社設立に関わる費用は60ヶ月
 - －その他無形固定資産は72ヶ月

2001年1月1日から2003年12月31日の期間に取得した無形資産に関しては、社内規定により、最低額を規定しなければならない。2004年1月1日以降取得した無形資産は取得原価60,000コルナ以上、使用期間1年以上の無形資産とみなされる。

移転価格規則

関係会社（相手企業に対し、直接的もしくは間接的に25%以上の資本あるいは議決権を持ち、経営者・管理者が両方の企業に参加している企業）間の取引は、比較できる状況下の独立企業間価格で行わなければならない。価格が異なる場合、税務当局は差額分に対し課税標準を調整することが可能である。

また、当企業は税免除を優遇措置として受けている場合（5年間の期間）は、税免除請求権は消滅し、企業は税免除を請求した全納税期間に関わる追加税務申告書を提出することとなる。

2006年1月から関係会社は税務当局に移転価格の設定方法に関して事前確認を要請することが可能となった（いわゆる事前確認制度「APA」）。税務当局はその申告に基づき、取引価格が妥当と確認できた場合、移転価格を承認する。

チェコ財務省は、チェコの納税者が活用できる様、適格な移転価格方針及び採用済みの移転価格方針文書を規制する拘束力のないガイドラインを発行した。このガイドラインは、OECD移転価格ガイドラインに従う。チェコの租税法は、移転価格文書の維持義務を定めていない。とは言うものの、税務監査時にチェコ税務署がこの文書を要請する可能性があるため、通常は期日が短いため、事前に文書の準備をお勧めします。

納税管理

法人税納税者は、申告期間の最終日から3ヶ月間以内に税務申告書を提出しなければならない。法定会計監査を受ける場合、もしくはチェコの税理士が申告業務を行う場合には、申告期限が6ヶ月間となる。合併等特別な場合には、法定申告期間が短縮されることがある。

法人税債務（予定納税額と納税義務総額との差額）は納税申告提出期間内に支払われねばならない。前年度の確定税額に基づき、四半期毎（税額が15万コルナを超える場合）または半年毎（税額が3-15万コルナの場合）に予定納税をすることができる。前年度の税額が3万コルナ以下の場合は、予定納付は義務付けられない。

納税申告が期限内、又はまったく提出されない場合、税務当局は納税者に対し、遅延日数に応じて納税義務額の0.05%から納税義務額の5%までの罰金を科す。税上損失の場合、遅延日ごとに0.01%から損失の5%までの罰金を科す。罰金は、30万コルナを超えることができない。期限から5日間以内の場合は、罰金は発生しない。

税務申告書が正しくない場合、税務当局が課税標準を算定し、納税者に罰金及び延滞利子を科すことが出来る。ペナルティーは、追徴税額の20%、または税務上の損失減額の5%として計算され、延滞利子は、その追徴税額にチェコ国立銀行のディスカウントレートに14%を加えた率を乗じ算出される。

税金が正しく申請・納税されていないことを税務署が発見した場合、追加税（或いは税損失の減額）を査定し、罰金及び延滞利子を納税者に科す。罰金は、追加査定税の20%または税損失減額の1%として計算され、延滞利子は各半期の初日現在の中央銀行の定めるレポ・レートを14%増加したものとして計算される。

会計制度

チェコの会計制度は複式簿記に基づいており、ファイナンスリースや固定資産の償却等の一部の小さな差異を除き国際会計基準とほとんど同じである。

株式会社、有限会社、その他の会社は連続する2年間で次に掲げる3つの条件のうち、最低2つ（株式会社の場合は1つ）以上を満たす場合は、法定監査を受けなければならない。

1. 貸借対照表の総資産額が4,000万CZKを超える場合
2. 年間純売上総額が8,000万CZKを超える場合
3. 統計法に基づく平均従業員数が50名を超える場合

なお、EU加盟国の株式市場で取引される証券（例えば株式、債券）を発行した株式会社の会計には、国際会計基準を適用することが義務づけられている。然しながら、法人所得税の算出に当たっては国際会計基準を適用せずにチェコ会計法に基づき会計処理を行なう。